

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和元年6月25日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第1号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

次の各号に掲げる規則の様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

- (1) 静岡県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成8年静岡県教育委員会規則第5号）
- (2) 静岡県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和61年静岡県教育委員会規則第15号）
- (3) 静岡県立学校授業料等徴収規則（昭和47年静岡県教育委員会規則第10号）
- (4) 教育職員の免許状に関する規則（昭和38年静岡県教育委員会規則第8号）
- (5) 教育職員の免許状の更新手続等に関する規則（平成21年静岡県教育委員会規則第8号）
- (6) 静岡県総合教育センターの管理及び使用料に関する規則（平成7年静岡県教育委員会規則第14号）
- (7) 学校教育法施行細則（昭和30年静岡県教育委員会規則第9号）
- (8) 静岡県立学校管理規則（昭和32年静岡県教育委員会規則第1号）
- (9) 静岡県立中学校学則（平成13年静岡県教育委員会規則第14号）
- (10) 静岡県立高等学校学則（昭和28年静岡県教育委員会規則第3号）
- (11) 静岡県立特別支援学校学則（平成19年静岡県教育委員会規則第8号）
- (12) 静岡県における技能教育施設の指定の申請等に関する規則（平成2年静岡県教育委員会規則第2号）
- (13) 静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する規則（平成18年静岡県教育委員会規則第18号）

附 則

- 1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。